

墓地等の経営許可に関する添付書類一覧

墓地等の種類	ア	地方公共団体が設置し、経営しようとする墓地等
	イ	市内に事務所を有する宗教法人が設置し、経営しようとする墓地等
	ウ	墓地等の経営を行うことを目的として設立された公益財団法人が設置し、経営しようとする墓地等
	エ	認可地縁団体が現に経営する墓地又は納骨堂を移転し、又は統合することを目的として設置し、経営しようとする墓地又は納骨堂
	オ	認可地縁団体が市から譲与又は譲渡を受けて経営しようとする墓地
	カ	小規模な墓地で山間、へき地等に居住している者が自己又は親族が利用するためにその居住する山間、へき地等に設置し、経営しようとするもの
キ		災害の発生、公共事業の施工等により小規模な墓地を移転するとき、その他市長が必要があると認めるときに設置する小規模な墓地

番号	書 類	提 要	根拠	事前届出							許可申請							備 考
			規則	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	
1	墓地等の整備に係る概要書	墓地等の経営主体、計画面積、区画数等を明記したもの	第13条(1)	○	○	○	○											
2	墓地等の位置図	縮尺2,500分の1以上のもの	第7条(1) 第13条(2)	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	
3	墓地等の平面図	縮尺500分の1以上のもの	第13条(3)	○	○	○	○											
4	登記事項証明書及び公図の写し	墓地等の予定地の登記事項証明書及び公図の写し	第7条(8) 第13条(4)	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	
5	隣接土地所有者が分かる書類	墓地等の敷地に隣接する土地の所有者が分かる書類	第13条(5)	○	○	○	○											
6	敷地から100m以内の区域の状況図	墓地の敷地から100m以内の区域の状況を明らかにした縮尺2,500分の1以上の図面で建物等を記入したもの	第13条(6)	○	○	○	○											
7	墓地等の整備に係る概要書	墓地等の経営主体、計画面積、区画数、総事業費、収支予算等を明記したもの	第7条(2)								○	○	○	○	○	○	○	
8	経営管理を行う組織及び管理体制を示す書類	墓地等の経営管理を行う組織及び墓地等の管理体制を示す書類	第7条(3)								○	○	○	○	○	○	○	
9	墓地等使用契約書の案	墓地等の利用者と交わす墓地等の使用料、管理料等を記した墓地等の使用契約書又はこれに類する書類の案	第7条(4)								○	○	○	○	○	○	○	
10	墓地等の管理規程	墓地等の維持管理の方法を記載した書類	第7条(5)								○	○	○	○	○	○	○	
11	隣接地の登記事項証明書	墓地等に隣接する土地の登記事項証明書	第7条(6)								○	○	○	○	○	○	○	
12	敷地から100m以内の区域の状況図	墓地の敷地から100m以内の区域の状況を明らかにした縮尺2,500分の1以上の図面(等高線が入ったものに限る。)で住宅等からの距離を記入した	第7条(7)								○	○	○	○	○	○	○	
13	墓地等の予定地の実測平面図	縮尺500分の1以上のもの	第7条(9)								○	○	○	○	○	○	○	
14	造成計画平面図、造成計画断面図及び排水計画平面図	縮尺500分の1以上のもの	第7条(10)								○	○	○	○	○	○	○	
15	墓地等の構造及び配置を示す図面	境界、通路、区画数、排水設備、給水設備、ごみ処理設備その他の付属設備を明示すること	第7条(11)								○	○	○	○	○	○	○	
16	規則、定款、寄附行為又は規約の写し、登記事項証明書及び経営の許可の申請に関する意思決定を証する書類	規則、定款、寄附行為又は規約の写し、登記事項証明書及び経営の許可の申請に関する意思決定を証する書類	第7条(12)									○	○					
17	認可地縁団体を証する書類	認可地縁団体であることを証する書類	第7条(13)											○	○			
18	同意書	規則第3条第3号の規定により敷地から100m以内の住宅等の所有者及び居住者の同意を得た場合は、当該同意を得たことを証する書類	第7条(14)								△	△	△	△	△	△	△	
19	墓地等の需要見込調書	把握の根拠を明確にした資料	第7条(15)								○	○	○	○	○	○	○	
20	経費見積書及び資金調達計画書	総事業に伴う経費見積書及び資金調達計画書	第7条(16)								○	○	○	○	○	○	○	
21	経営収支見込書	5年分の墓地等経営収支見込書	第7条(17)								○	○	○	○	○	○	○	
22	関係法令による許可書等	関係法令に係る許可書又は申請書の写しその他関係法令による手続の進捗状況を明らかにした書類	第7条(18)								○	○	○	○	○	○	○	
23	その他市長が必要と認めるもの	☐ 墓地等予定地の写真 ☐ 隣接土地所有者の同意書 ☐ 土地の売買契約書又は売買予約契約書の写し ☐ 土地の地目変更登記後、登記事項証明書を提出する旨の誓約書 ☐ その他	第7条(19)								○	○	○	○	○	○	○	

(注) 寺院、教会等の既存の境内地に設置し、経営しようとする墓地については、事前届出は不要です。